



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4175 号 2018.1.29 発行

### 近隣住民トラブル回避へ 「処方箋」を提案

大阪日日新聞 2018年1月28日

学校が近隣住民とのトラブルにどう対応していくべきかを、大阪大の小野田正利教授（教育制度学）が提案している。学校からの「音」や「声」などに被害者感情が募り、一部の住民から「迷惑施設」と認識されている現状を踏まえた。当事者の子どもたちが、学校と地域の対話に参加できるようにする意義や、学校が町を構成する一員として自治会に入る重要性を訴えている。

#### 学校と近隣住民がよりよい関係を築くための対策を呼び掛ける小野田教授

保護者対応の在り方に詳しい小野田教授が、近隣住民とのトラブルについても調査する中、学校が「社会には必要だが、自分の家の近くには造ってほしくない公共施設」になりつつある点を問題視した。

解決策について研究を進め、2017年には『「迷惑施設」としての学校－近隣トラブル解決の処方箋』（時事通信出版局）を出版した。

学校と住宅のどちらが先に建ったかを言い争ったり、学校側が「公共施設だから」と「錦の御旗」を掲げたりすれば、「より一層関係は悪化する」と小野田教授。方策の一つとして、「当事者の児童生徒たちが、住民からの苦情やクレームと向き合いながら、折り合える部分を探る」手法を提示する。

一般的には、住民と教職員とがやりとりし、その結果だけが一方的に生徒たちに通告されるためだ。教職員を挟んで、住民と生徒側の対立も先鋭化しやすいとみる。

講演などで、長野県の公立高校の実践を紹介。部活動で出る音を巡り、生徒自身が呼び掛けて住民と生徒、教職員の三者が話し合う場を設けた。何度も議論を重ねながら、生徒と住民が持ちつ持たれつの提案を出し合っているという。

この取り組みは近年、教育目標として掲げられる「主体的、対話的で深い学び」にも直結していると位置付ける。

また、学校や保育所などが町内会に入ることを重視。学校と住民がそれぞれの立場から一方向でしか物事を見られないなら、率先して地域の組織に入ることを勧め、「同じ課題や意識の共有から始めるのが何より。住民と対等の関係で語り合うことで共存していくべきだ」と力を込める。



### 統合失調症家族や当事者の交流を 京都でカフェを初開催

京都新聞 2018年1月28日

統合失調症の人たちが交流しながら支援情報を得る「グリーンカフェ」が27日、京都市中京区の喫茶ほっとはあとで開かれた。広がりを見せている認知症カフェにならった試みで、当事者や家族約50人が参加した。

社会参加のきっかけや情報がなく、ひきこもりがちだったり、治療を中断したりする統合失調症の人を支援しようと、精神障害者の就労や生活支援に取り組む社会福祉法人「京

都光彩の会」(中京区)が初めて催した。

#### 統合失調症の人たちが交流したグリーンカフェ(京都市中京区)

カフェの開催を提案した精神科医、岡本慶子さんの講演に続いて、体験発表があり、2人の当事者が夢に向かって英語を勉強していることなどを語った。

当事者のピアニスト、横島若騎さんのコンサートもあり、参加者はコーヒーを片手にピアノの調べに耳を傾けた。当事者グループを紹介したり、岡本さんや家族会、作業療法士が相談に応じたりする時間も設けられた。

カフェは今後も継続して開かれる。



#### 元勤務医、強制不妊の実態証言 結婚理由に

琉球新報 2018年1月28日

「優生手術は当時、医師の間でも特に問題にならなかった」と証言する岡田靖雄医師＝東京都杉並区で

「優生手術」と呼んで知的障害者や精神障害者らへの強制不妊手術を認めた旧優生保護法(1948～96年)の下、東京都立病院が、精神疾患と診断された20代女性について結婚を理由に優生手術が必要と都に申請していたことが、同病院の元勤務医が保有していた資料で明らかになった。この精神科医は、自らも優生手術に関わったことを認めた上で「審査過程はずさんなケースも少なくなかったと考えられる」と振り返った。優生手術の実態を当事者の医師が明らかにするのは異例。【遠藤大志】



資料を保有していたのは岡田靖雄医師(86)＝東京都杉並区。「法律は差別的だった」と認め、「自分が手を貸した事実は隠さない」と実名で取材に応じた理由を語った。

岡田医師は56年に医師になり、58～66年に都立病院精神科に勤務。在職中の64年ごろ、自身は知的障害のある女性への優生手術の申請に関わったという。保有する資料は岡田医師が勤務する以前のもので、同病院が都の優生保護審査会に提出した「優生手術申請書」と「健康診断書」(いずれも50年5月25日付)、同審査会が手術の適否を判断するための「調査書」(同年6月10日付)の計3点。優生手術は精神科医が審査会に要請する仕組みだった。

申請書は「精神分裂病」で入院中の当時22歳の女性に関するもので、「結婚話が進行しつつあるが、その為優生手術をうける必要があると考へられる。当人の父方祖母に精神病患者あり同胞には分裂気質の著名なものがある」と記述。一方で健康診断書には「家庭生活に耐へる能力があると思はれる」との見解を示していた。

調査書には女性の生活史などが記され、「外部に働いている男患者と仲よくなり、しばしば往来あり、注意中」などと、ここでも妊娠を問題視していた。

この女性が実際に手術を受けたかは分かっていない。岡田医師は家族の病歴の調査なども十分に行われていなかった恐れがあると指摘し、「後悔しているとか自責の念があると言えば格好いが、当時は普通のことと問題となることはなかった」と述懐。自身が関わった手術の後、遺伝と精神疾患を結びつける優生保護法に医学的見地から疑問を抱き、論文などで「法律は差別的だった」と批判する中で病院内で三つの資料を入手した。

岡田医師は「国は早急に実態を調査し、強制的に手術を受けた人たちに十分な償いをすべきだ」と語る一方、「真相を究明するためにも、多くの人が訴え出てほしい」と望んだ。

◇宮城の女性、30日に国賠提訴

旧優生保護法を巡っては、15歳で優生手術を受けた宮城県の60代女性が30日、「個人の尊厳や自己決定権を保障する憲法に違反している」などとして、全国初の国家賠償請求訴訟を仙台地裁に起こす。弁護士は手術を受けた人たちが泣き寝入りしている可能性が

あるとみて、提訴後の2月2日、当事者を対象にして電話相談を始める。

宮城県が保管していた「優生手術台帳」によると、女性は1972年12月、「遺伝性精神薄弱」を理由に卵管の峽部（きょうぶ）を縛る手術を強制された。手術後、腹部にたびたび違和や痛みを覚え、87年ごろに入院。卵巣の組織が癒着する卵巣嚢腫（のうしゅ）と診断され、右卵巣の摘出を余儀なくされた。不妊手術を理由に縁談が破談となり、現在も独身。

国は「当時は適法だった」などと謝罪や実態調査には応じない構えを見せている。

【ことば】旧優生保護法

ナチス・ドイツの「断種法」がモデルの国民優生法が前身。「不良な子孫の出生防止」を掲げ、知的障害や精神疾患などを理由に本人の同意なしでも不妊手術を認めた。結婚の際には手術を受けたことを相手側に「通知しなければならない」と定めていた。日弁連によると、96年に母体保護法に改定されるまで、強制的な不妊手術は約1万6500件に上った。

### 宮城県、精神科救急24時間化へ 整備遅れ解消 河北新報 2018年1月28日

宮城県が新年度、精神科救急医療の24時間化に向けて体制を整備することが27日、分かった。国は精神疾患を抱える患者の終日受け入れを推奨しており、未整備の都道府県は宮城を含めて4県のみ。県精神医療センター（名取市）が夜間救急の受け入れ時間を拡充し、システム構築の遅れを解消する。

精神科救急は現在、土日祝日の日中は県内の26医療機関による輪番制で、平日と休日の夜間は午後5時から10時まで医療センターが担う。患者や医療関係者は24時間365日の体制整備を求めてきたが、精神科医の不足などで長期間棚上げされてきた。

新年度から医療センターが夜間救急を延長し、空白だった午後10時～翌午前9時に対応する。消防と警察の通報を受けて搬送先病院を探す精神科救急情報センターと、患者や家族の助言に応じる精神医療相談窓口も開設時間をそろえる。

宮城県は導入への事業費を仙台市と共同で支出し、それぞれ18年度一般会計当初予算案に関連予算を計上する見通し。

救急医療が2017年度時点で24時間化されていないのは宮城、愛媛、宮崎、鹿児島各県の各県。

宮城県内の精神疾患患者数（16年度）は3万5608人（うち入院5170人）で、東日本大震災前の10年度と比べて5000人以上増加した。16年度国民生活基礎調査では「悩みやストレスがある」と回答した県民の割合は48.4%に上り、高い水準にある。

導入を訴えてきた県内の医療関係者は「慢性的な医師不足や医療機関の地域偏在など課題は多いが、24時間化が実現すれば大きな前進だ」と方針を歓迎する。

精神障害の分野に県は16年度から予算を重点配分し、グループホームの建設費を助成する独自の支援制度を創設。本年度策定する第7次県地域医療計画（18～23年度）には地域包括ケアシステムの早期整備を盛り込み、精神障害者の地域移行にも力を入れている。

〔精神疾患〕統合失調症やうつ病、不安障害など幅広く、近年は高齢化に伴って認知症が急増。4人に1人が生涯で何らかの疾患を経験するとされる。自分や他人を傷つける恐れがある場合、精神保健福祉法に基づき治療を強制する「措置入院」の制度もある。

### 梅田で新感覚運動会 2月、参加者自ら新種目考案 大阪日日新聞 2018年1月28日

レーザーで示された枠に入る陣取りに、他人の視覚でかけっこ。そんな新感覚の運動会が2月3、4日、大阪市北区の梅田東コミュニティ会館で行われる。その名も「未来の

大阪の運動会」（同実行委など主催）。種目を考えるのは参加者自身で、既存の道具から最新のIT機器を使って新たな種目を生み出す。

2015年に山口情報芸術センターで行われた大会の様子  
（撮影：田邊アツシ、田邊るみ）

「未来の運動会」は、運動会協会（米司隆明代表）が推進し、2014年に第1回を実施。これまで山口市や京都市、福島県会津市で開催した。大阪では初開催となる。



#### ■アイデア勝負

大会期間は2日間。初日は種目をつくる「スポーツハッカソン」で、参加者が使いたい道具を持ち込み、アイデアを出し合う。使うのは綱や網、ボールといった一般的なものから、スマートフォンやドローンなどのIT機器まで何でもいい。肝心なのは使い方。「スポーツをITで拡張する」とは、プロジェクトメンバーで産業技術総合研究所の主任研究員、江渡浩一郎さん。「ルールが簡単で、工夫したら勝てること」と、種目づくりの“コツ”を挙げる。まさに、体と頭をフル回転。戦いは前日から始まっている。

#### ■世代交流の場に

未来の運動会は、小学生から高齢者まで、その地域で暮らし、働く人たちが主役となって楽しむことを目的としている。

会場となる同会館は、元は1989年に閉校した梅田東小学校の体育館。今や商業ビルに囲まれたファッションの街になったが、近年は高層マンションの新住民も増えてきた。

「まちづくりを目的とした商業イベントをやっているが、実際のニーズと合っているのか」。実行委員長の大橋敦史さんは疑問を投げ掛ける。

世帯数が増加したとはいえ、町内会活動のメンバーは固定化され、交流の場も少ない。「高齢者は若い人にスマホの使い方を教えてほしいと言っている。それを運動会を通してできたら」と大橋さん。運動会には住民のほか、梅田で働く人、学ぶ人、遊ぶ人も参加する。

大橋さんが見据えるのは、大阪の未来。「運動会を通じて未来の大阪をつくる仲間たちのプラットフォームを作りたい」と意気込む。

野中さんの地元で惜しむ声 「優しい人」「感謝しかない」 京都新聞 2018年1月28日  
丹波マーケス開業20周年記念式典であいさつする野中さん（昨年4月、京丹波町須知）



京都府南丹市園部町出身の元衆院議員野中広務さん（92）が26日夕に死去した報を受け、地元の丹波地域でもゆかりの人々が功績と在りし日の姿をしのんだ。

国政進出時から秘書を19年間務めた南丹市の佐々木稔納市長（63）は「人の気持ちを斟酌（しんしゃく）する優しい人で人生の師。走馬灯のように思い出が浮かび、気持ちの整理がつかない」と語った。

衆院京都4区の後継者として1期務めた田中英夫府議（73）は「ずっと政治の進むべき道を指導いただいたので本当に残念」と話し、政治家として「戦争体験から平和の大切さを伝え続けることを貫き、引退後も最後まで多くの人に感銘を与えた」と尊敬をこめた。

野中さんは国政で要職を務めつつ、まめに地元園部に戻った。「ふるさとから政治を考える」との思いだったとされる。理事長を務めた社会福祉法人「京都太陽の園」の重度障害者施設をよく訪れ、生活環境を気に掛けて職員らと意見を交わした。昨年からは理事長職を託された旧園部町助役の垣村和男さん（83）は「弱者への視点を大切にされた人。行政職の心構えも教えられた。惜しい人を失った」としのんだ。

京丹波町での全京都車いす駅伝の大会会長も長年務めた。町身体障害者福祉会前会長の一谷静夫さん（88）は「福祉向上に政治の役割が大切と語り、選手や関係者を毎年励ま

してくれた。高齢まで頑張っていただき、感謝しかない」とした。

帰郷時に必ず顔を出した喫茶店「三洋苑」の黒木勝さん（79）・雅子さん（73）夫妻は「毎週末、番記者や他の客と語らう姿が印象に残っている。1963年の開店、2008年の閉店の日も訪ねてくれる情の深い人だった。もう一度、元気な姿にお目にかかりたかった」と寂しさをにじませた。

野中さんは昨年4月、京丹波町の商業施設「丹波マーケス」20周年式典であいさつし、地元への思いを語った。実弟で旧園部町長の野中一二三さん（86）は「国のため懸命に働き、官房長官まで務めた。お疲れさまでした、静かに休んでと伝えたい」とねぎらった。

## 社会保障費急増、財政が抱える「2025年問題」：識者はこうみる



ロイター 2018年1月23日

〔東京 23日 ロイター〕・日本の財政は1000兆円を超える債務残高を抱えながら、基礎的財政収支の黒字化達成の可能性の時期が再び先送りされた。一方、団塊世代が75歳以上となる2025年以降、社会保障費の急膨張が現実化する。

1月23日、日本の財政は1000兆円を超える債務残高を抱えながら、基礎的財政収支の黒字化達成の可能性の時期が再び先送りされた。一方、団塊世代が75歳以上となる2025年以降、

社会保障費の急膨張が現実化する。都内の介護施設で2016年9月撮影（2018年 ロイター/Kim Kyung-Hoon）

政府が語りたがらない「財政の現実」をどう捉えるのか、福田慎一・東京大学大学院教授と、日本総研の湯元健治副理事長に聞いた。

<安倍政権下での財政状況>

●福田教授：税金はバブル絶頂期に匹敵する程に増加したが、それだけでは財政再建には程遠い。バブル期は歳出も歳入も60兆円前後でほぼバランスしており、赤字国債発行はほぼゼロだった。現在は、歳出は90兆円台、歳入は60兆円のまま。全くバランスしていない。

●湯元副理事長：当初予算では、大幅な税金増と歳出抑制により財政再建進展との印象だが、補正後では全く違う姿。13—17年度の間、当初予算から補正後予算では税金が8兆円上振れに対し、景気対策実施で歳出は、その倍の17兆円増加。従来の政権の中でも財政再建の優先度が最も低い政権。

<社会保障をどう改革すべきか>

●福田教授：日本は低負担中福祉。このままでは持続しないことは明らか。成長を阻害せずに財政再建も図るには、中負担中福祉くらいが望ましい。

<年金・医療を削減する必要は>

●福田教授：社会保障費をこれまでのように5000億円増に抑制するという考え方より、削減することも必要。年金支給開始年齢をさらに引き上げる、あるいは高額医療費や終末医療の抑制など、もっと議論すべきだ。

●湯元副理事長：社会保障改革が不可欠だが、社会保障費はこれまでの3年間で1.5兆円の増加に抑制するだけでもやっと。今後も高齢者人口が増える中で減少させるのは不可能だ。

<PB黒字化のメドはいつか>

●福田教授：黒字化は楽観できないとみている。経済が耐えうる消費税率は、おそらく欧州並みの20%程度が一つの目安だが、それでも黒字化は難しいだろう。

●湯元副理事長：潜在成長率並みの1%前後の低成長ケースでは増税も給付削減もしなければ、赤字が拡大し続け永遠にPB黒字化は達成不可能。

<黒字化に必要な措置は>

●福田教授：財政黒字化には、社会保障の在り方と並んで、人口問題が極めて重要だ。成長率や税収の前提にも影響してくる。現状の1.2億人の人口を減らさない対策が必要。

●湯元副理事長：低成長の場合に、2030年度までに消費税を段階的に20%にし、同時に社会保障給付を2割抑制するといった非常に厳しい措置が必要になる。しかし、それはあまりにも非現実的で困難。

<財政不安が起きるルートは>

●福田教授：米金利正常化や日本国債の外国人保有比率の上昇により、長期金利の上昇が起りやすくなっており、それが地域金融機関などの経営問題につながり、巨額の公的救済資金を連想させることから財政不安に広がりかねない。

●湯元副理事長：国債の海外保有分上昇や高齢化もあり、政府債務残高が個人金融資産残高を上回る時期は、早ければ27年度ごろ。日銀が20年代前半に出口に向かい始めるとすると、そのころには海外保有比率もさらに上昇していると予想され、20—24年度の間に金利の急騰が生じる可能性。

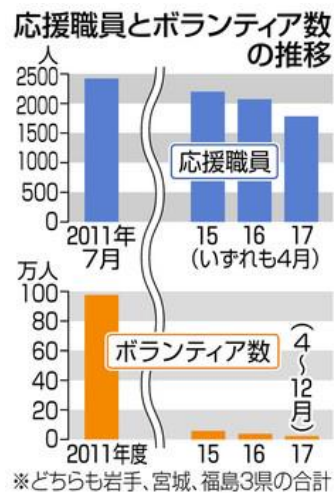
<その時国民生活は>

●福田教授：社会保障費の大幅カットなど。経済の混乱は不可避。

●湯元副理事長：赤字を放置して国債発行を拡大していけば、日本国債への信認低下から通貨が下落しハイパーインフレを招来。国民はいくら働いても生活できなくなり、一番厳しいシナリオに。これに比べれば、政府が財政再建に乗り出し、医療費の削減や年金カットなど国民に辛い選択を取るのはいまのシナリオ。

中川泉 編集：田巻一彦

## ボランティア100万→3万人 震災復興、人手先細り 東京新聞 2018年1月28日



東日本大震災の被災地で活動する自治体の応援職員や民間ボランティアの数が減っている。岩手、宮城、福島三県に全国の自治体から派遣された応援職員はピーク時の四分の三に。震災直後に年間百万人近くが駆け付けたボランティアは、三万人台にまで減少した。震災発生から間もなく七年。支援の手が先細ることに対し、被災地から「復興の遅れにつながるのでは」と不安の声が漏れる。

総務省によると、三県に応援派遣されている地方公務員は二〇一七年四月時点で千七百八十二人。集計を始めた一一年七月時点は二千四百二十二人がいたが、縮小しつつある。熊本地震など他の自然災害への応援が相次いだことや、派遣元の自治体の人繰りが厳しく、長期応援を続けられない事情もある。

高台移転など大型事業が続く沿岸部では、依然として応援職員のニーズが高い。今年一月一日時点の職員の手不足は岩手五十三人、宮城百四十二人、福島十五人。東京電力福島第一原発事故の影響が残る福島県の担当者は「復興事業のピークはこれからなのに、人手不足で支障が出かねない」と危機感を募らせている。

ボランティアは、主に仮設住宅や災害公営住宅で被災者の見守り支援などに当たる。三県の社会福祉協議会によると、一一年度は計約九十六万人が活動したが、一七年度は四～十二月までの合計で約二万一千人。これまで最も少なかった一六年度の三万七千人を下回るペースだ。

がれき処理など人手がいる作業に大量のボランティアを動員する場面が減ったことが要因。このほか、被災者が仮設住宅から災害公営住宅に移った時点で、ボランティア支援が途切れるケースもあるという。宮城県南三陸町の社協は「災害公営住宅に移っても、一人暮らしや身寄りのない高齢者の孤立を防ぐため、入居者同士の交流の場をつくるなど息の

長い支援が必要だ」と話している。

### 1台3役の全自動椅子 君里苑が全国初導入 わかやま新報 2018年01月28日

クッションも柔らかく、タイヤは特殊なゴムを使用しパンクもなし。ベッドへの移動の際に外すサイドの柵も着脱簡単

建設機械などのレンタル・リース・販売だけでなく、救急搬送、福祉用具の販売、福祉車両の販売、リース、レンタルなども行っている㈱マルトミレンタ（富田博文代表、和歌山県和歌山市井戸）は、車椅子、ストレッチャー、ベッドと1台で3役をこなし、しかも全自動という介護の現場で活躍間違いなしの次世代型介護移送機「ユニバーサルキャリッジ 楽寝楽座」を発売しました。この介護移送機を全国で初めて導入したのは社会福祉法人順風会が運営する特別養護老人ホーム君里苑（和歌山市木ノ本）。同施設での介護従事者の負担軽減に一役買っています。



「ユニバーサルキャリッジ 楽寝楽座」は重量44kg、リクライニングと上下の移動を全自動で行うことができます。背もたれの角度がフラットから利用者の楽な姿勢に合わせて調整でき、またその動作も滑らかかつスムーズです。フラットになったときには上下に動かすこともできるので、ベッドへ利用者を移動させるときの介護者の負担が格段に軽減されると好評です。さらに、バックサポートを上下しても背ずれがしないのも特長で、利用者にとってもうれしい機能。操作も簡単、乗っている本人でも指1本で操作できるほどです。

今まで寝たきりで、寝たまま注入食を行っていた利用者がこれを使用したところ、楽に上体を起こすことができたので「起きて食事をしたい」という積極的な気持ちが芽生えたとのエピソードも。天井を見ながら過ごしていた利用者が、食事を楽しんだり景色を眺めたりと意欲的になったことは喜びですと介護スタッフは笑顔で話します。

他にも、軽のリフト車に積み込むことができるので通院の際にも楽に移動が可能。施設内外で活躍します。こちらの商品は助成金の対象にもなっているのでこの機会に導入の検討をしてみてもいいかもしれません。問い合わせは㈱マルトミレンタ（TEL073・479・1321）。

### 社説：70歳超年金受給 高齢者の就業支援拡充を 西日本新聞 2018年01月28日

政府は高齢者施策の指針となる高齢社会対策大綱を見直し、公的年金の受給開始時期を、70歳を超えても選択できるようにする方向で制度設計の議論に乗り出す。

受給開始を遅らせれば、将来の受給額が増えるというメリットがある。「人生100年」の長寿社会を見据えれば、この仕組みを利用できる年齢の幅を広げることは妥当といえよう。社会保障の「担い手」として働く高齢者を増やすことは、年金財政の安定化にもつながる。公的年金の受給開始は原則65歳だが、現行制度でも60～70歳の間で選ぶことができる。早めると毎月の受給額が減り、遅らせると増える。70歳まで遅らせた場合は、最大42%の増額となる。

政府は70歳を超えた受給開始も選択できるように制度を改め、受給額の上積みを検討するという。ただし、制度が変わっても、70歳以降で受給を始める人が自然と増えるわけではない。現行制度でも受給開始を遅らせている人は、ひと握りにすぎない。希望すれば原則65歳まで働けるようになったとはいえ、それ以降は収入を得る道を絶たれてしまう人が少なくないためだ。

65歳以上を一律に高齢者とみる傾向は現実的ではない—と政府は大綱の見直し案で指摘した。元気な高齢者は確かに増えている。就労意欲がある人が65歳を過ぎても働き続

けられるように、雇用環境の整備を急ぐ必要がある。

新たな大綱には、定年延長や継続雇用に取り組む企業への支援拡充や高齢者の起業支援なども盛り込まれる見通しだ。短時間勤務や在宅ワークなどを組み合わせた柔軟な勤務形態で、体力の衰えなどを補う工夫も企業には求められよう。

政府は実効性のある支援策を練り上げ、高齢者雇用に積極的に取り組む企業を後押しすべきだ。目指すべきは、年齢を問わず、意欲と能力、体力に応じて働ける社会である。年金などの社会保障同様、働き方も「全世代」の視点で見直す必要がある。

## 社説:配偶者の権利保護 「争続」を招かぬために 中国新聞 2018年1月28日

夫婦の一方に先立たれたときに、残された配偶者が生活に困ってしまう。そうした問題が日本社会の高齢化が進むにつれ深刻になってきた。このため政府は、相続制度をほぼ40年ぶりに大きく変える民法改正案を、通常国会に提出する方針だ。

遺産を巡って争う「争続」とならないためにも、時代に即した法整備が必要であることは言うまでもない。配偶者の権利保護に重きを置く改正案について国会で議論を重ね、国民が納得する仕組みを作してほしい。今回は、夫や妻を亡くした配偶者が自宅に引き続きられるよう「配偶者居住権」を新たに設けることにしている。

今までは配偶者が、自宅に住めなくなるケースが出ていたからだ。民法で決まった配偶者の遺産の取り分は原則2分の1だが、子どもらとの遺産分割のために売却しなければならないことがある。配偶者が評価額の高い自宅を相続するとその分、預貯金などの遺産は配分されない場合もある。生活費に困り、自宅を手放すことになりかねない。

配偶者居住権は、自宅の所有権とは切り離されており、土地・建物よりも価値が下回る。このため、居住権だけを相続すればその分、預貯金など自宅以外の遺産を多く受け取れるようになる。老後の安心につながりそうだ。

高齢者同士の再婚も珍しくなくなった時代である。法整備には、配偶者と義理の子どもらとの遺産を巡る争いを防ぐ役割も期待される。同時に、夫婦であった期間の長さを相続に反映させるべきだという意見も強まっている。

今回は、長年連れ添った配偶者への優遇策も盛り込まれた。結婚して20年以上なら、生前贈与や遺言で与えられた家は、相続人が遺産分割で取り分を計算する際の対象から除く。ただこうした配偶者の権利保護は法律婚が対象で、婚姻届を出していない「事実婚」を除外している。

選択的夫婦別姓や同性カップルを巡る法整備が進まない中、事実婚は増える傾向にある。法律婚と同じように夫婦としての実態があれば、異なる扱いをする理由を見いだすのは難しだろう。多様化する家族の形に応じた制度設計が、今後の大きな課題に違いない。

さらに今回は、介護などで故人に貢献した親族が一定の要件を満たせば、相続人に金銭を請求できるようにもした。例えば、義父母を介護してきた長男の妻も対象となる。今までは介護の苦勞が報われなかったケースがあったため、見直しにはうなずける。

こうした法整備は重要としても、遺産のトラブルをなくすには、私たち個々人がやっておくべきこともありそうだ。遺言などで自分の意思をはっきり示すことが、もっと当たり前になるべきではないだろうか。

今回は、生前に書く「自筆証書遺言」を、全国の法務局で保管できる仕組みも作る。国民誰もが遺言を残せるようにするためとみられる。自筆が原則だが、財産を一覧にした目録はパソコンで作成したものも添付できるようにする。新たな仕組みも活用し、家族に伝えておきたいことをしっかり残したい。それはきっと、得難い「遺産」となるはずだ。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

